

大阪府における相談支援にかかる 人材育成の充実について

令和2年3月

大阪府障がい者自立支援協議会ケアマネジメント推進部会

◆はじめに

大阪府障がい者自立支援協議会ケアマネジメント推進部会では、これまで地域での障がい児者の相談支援体制の整備・充実や質の向上に向けた検討を行い、平成 27 年度には、「相談支援体制における人材育成と定着支援について」、平成 28 年度には、「大阪府サービス等利用計画サツトツール～相談支援の質の向上に向けて～」と題して、検討結果を報告書としてとりまとめてきました。

平成 29 年度には、地域連携の重要性と相談支援専門員の果たす役割、自立支援協議会の活性化等による相談支援体制の充実、支援の難しい事例における連携例等について調査・審議し、「地域連携による相談支援体制の整備～地域連携による個別支援と地域づくり～」と題して報告書を取りまとめました。

今年度は、大阪府が府内全市町村を対象に平成 31 年 4 月に実施した「大阪府における障がい児者の相談支援に関する実施状況調査」（以下「実施状況調査」という。）の結果から、市町村における相談支援に係る現場の状況を踏まえて、本部会の調査・審議を進めることとしました。

「実施状況調査」結果では、市町村においては相談支援体制の整備を図るため、これまでも基幹相談支援センターの設置や相談支援事業所及び相談支援専門員の拡充に取り組んでおり、大阪府内において平成 24 年 4 月時点で 470 人であった相談支援専門員が平成 31 年 4 月には 1,949 人と約 4 倍となっています。

しかしながら、1 事業所あたりの相談支援専門員数は指定特定相談支援事業所、指定障がい児相談支援事業所ともに 1.9 人となっており、相談支援専門員が 1 人の事業所も多く存在しています。

そのような事業所では、事業所内での O J T も困難な状況にあることが指摘されており、困難な相談ケースを相談支援専門員が 1 人で抱え込んでしまうなどの事例もあり、身近な地域で相談支援専門員のスキルアップ、フォローアップなどのサポート体制の構築が、喫緊の課題となっています。

また、今年度は国において、平成 31 年 3 月に見直された「新たな相談支援専門員研修制度」が実施された初年度でもあり、これらを踏まえて、「地域における相談支援に係る人材育成の充実」をテーマに、障がい者ケアマネジメントの担い手としての相談支援専門員の果たす役割や権利擁護・虐待防止の視点をもちながら、障がい者等の想いに寄り添い、自己決定するプロセスを支えるためのアセスメント力など、相談支援の充実・強化に向けた相談支援専門員の人材育成の取組みについて検討を進め、その結果を報告書として取りまとめました。

加えて、上記テーマの検討と並行して、平成 30 年度に示した「大阪府相談支援専門員人材育成ビジョン（案）」についても、相談支援専門員等の皆さんが日常業務において、更に活用しやすいものとなるように議論を重ねました。

大阪府が毎年実施している「相談支援従事者初任者研修」及び「現任研修」や今年度新たに実施した「主任相談支援専門員養成研修」のカリキュラムの紹介、大阪府障がい者自立相談支援センターが実施する「相談支援従事者専門コース別研修」等の説明を追加するほか、表現や内容の一部見直しを行い、「大阪府相談支援専門員人材育成ビジョン」として取りまとめ、本報告書に掲載しています。

この外、多様化する利用者及び家族のニーズや地域課題などに適切に対応し、地域づくりを進めていく相談支援専門員の人材育成について、市町村が取り組んでいる先行事例や好事例についても紹介していますので、相談支援専門員をはじめとして障がい児者の相談支援に関わる多くの方々にご利用いただければと思います。

本報告書が、障がい児者の想いに寄り添った相談支援の担い手である相談支援専門員の人材育成の充実に向けた取組みの一助となり、障がい児者の生活の質の向上につながれば幸いです。

令和 2 年 3 月

大阪府障がい者自立支援協議会ケアマネジメント推進部会

【目次】

第1章 相談支援専門員の役割等について

1. 大阪府における相談支援の現況

- (1) 「令和元年度障がい児者の相談支援に関する実施状況調査」結果の概要
- (2) 「令和元年度障がい児者の相談支援に関する実施状況調査」結果から見えてくるもの
《参照》「令和元年度障がい児者の相談支援に関する実施状況調査概要」

2. 障がい者ケアマネジメントの担い手としての意義・役割

- (1) 相談支援とは
- (2) 地域における相談支援体制
- (3) 相談支援の基本方針
- (4) 障がい者ケアマネジメントの機能と構成

3. 権利擁護の視点について

4. アセスメントの視点について

- (1) 本人の意思決定を尊重した対応
- (2) 障がい者ケアマネジメントの担い手としての相談支援専門員のアセスメント
- (3) 地域における自立生活支援
- (4) 本人の生活の質を高めるための支援

第2章 相談支援専門員養成の充実について

1. 国における相談支援専門員研修制度の見直しの経過について

- 《参照》「相談支援専門員の研修制度の見直しについて」
- 《参照》「相談支援専門員研修の告示別表」
- 《参照》「相談支援従事者現任研修受講イメージ」

2. 大阪府相談支援専門員人材育成ビジョンについて

- 《参照》「大阪府相談支援専門員人材育成ビジョン」

3. 大阪府における今後の相談支援従事者研修について

- (1) 相談支援従事者初任者研修
- (2) 相談支援従事者現任研修
- (3) 主任相談支援専門員養成研修

- 《大阪府相談支援従事者初任者研修プログラム》
- 《大阪府相談支援従事者現任研修プログラム》
- 《大阪府主任相談支援専門員養研修プログラム》

第3章 市町村における相談支援専門員の養成・定着への取組み

1. 市町村における取組み

(1) 相談支援の質を向上するための人材育成

- ① 経験の浅い相談支援専門員へのサポート
- ② 相談支援専門員の育成と資質向上
- ③ 地域における支援

(2) 市町村と相談支援事業所間の情報共有

(3) 市町村における取組事例

大阪市／堺市／豊中市／貝塚市／大東市

2. 大阪府障がい者自立相談支援センターが実施する研修と市町村への支援

(1) 大阪府障がい者自立相談支援センターが実施する相談支援専門員の専門コース別研修

- ① 基礎コース
- ② テーマ別研修
- ③ 指導者養成研修

(2) 市町村に対する支援

- ① 相談支援の関係機関の役割分担
- ② 府内の状況把握及び先行事例等の紹介
- ③ 大阪府障がい者相談支援アドバイザー派遣事業
- ④ 地域自立支援協議会情報交換会の実施
- ⑤ 市町村障がい福祉担当の新任職員研修の実施

◆大阪府障がい者自立支援協議会ケアマネジメント推進部会 委員名簿

◎「障害」の「害」のひらがな表記の取り扱いについて

大阪府では、障がいのある方の思いを大切にし、府民の障がい者理解を深めていくため、大阪府が作成する文書等においてマイナスのイメージがある「害」の漢字をできるだけ用いないで、ひらがなで表記することとしております。

【取り扱いの原則】

「障害」という言葉が、前後の文脈から人や人の状態を表す場合は、「害」の漢字をひらがな表記とします。ただし、次に掲げる場合は、引き続き、「障害」を漢字で表記します。

- ・法令、条例、規則、訓令等の例規文書（ただし、法令や条例・規則・訓令等に基づき定義されている制度・事業・府の組織の名称について、法的効力を伴わない一般的な文書等において使用する場合は、ひらがな表記を基本とします。）
- ・団体名などの固有名詞
- ・医学用語・学術用語等の専門用語として漢字使用が適当な場合
- ・他の文書や法令等を引用する場合
- ・その他漢字使用が適切と認められる場合